

公益財団法人ひろしま産業振興機構「海外ビジネスパートナー制度」 の活用による海外展開支援実施要領

（制度の目的）

第1 公益財団法人ひろしま産業振興機構（以下「産振構」という。）は、県内企業の海外展開（中国）に向けた取組を後押しするために新たに創設する「海外ビジネスパートナー制度」の実施に係る必要事項を定める。

（今後の中国展開支援の方向性）

第2 産振構は、県内企業の中国展開支援は、次の方向性により進める。

（1）食品輸出支援の強化

今後、ますますマーケットとしての重要性が高まっていくことが見込まれる華南地区（深圳・広州）及び華東地区（上海周辺）に係る輸出拡大に関する相談等に対応できる民間事業者等を活用することにより支援を強化する。

（2）その他相談対応の充実

県内企業から寄せられる中国への展開に伴い生じる様々な相談に対応できる専門的な知見を有する民間事業者等を活用することにより相談対応を充実させる。

（中国向け海外展開支援の方針）

第3 中国への海外展開支援に係る実績を持つ民間事業者等を「海外ビジネスパートナー」として委嘱し、県内企業からの様々な相談に対応する。

2 産振構は、「海外ビジネスパートナー」が有するノウハウ等を活用し、海外展開における、企画・検討の段階から、初期～安定期までの段階を対象として支援を行うものとする。

（「海外ビジネスパートナー」の委嘱手続き等）

第4 「海外ビジネスパートナー」に登録する民間事業者等に求める要件を次のとおり定める。

食品輸出支援強化	その他相談対応
① 中国への食品関係の販路開拓に伴い生じるあらゆる相談に対応できる専門的なノウハウを有していること	① 海外展開に伴い生じるあらゆる相談（食品関係の販路開拓以外）に対応できる専門人材を抱えるなどの組織体制が整っていること
② 中国への食品関係の販路開拓に係る支援実績を有していること	② 海外ビジネス展開に係る支援実績を有していること
③ 自治体等が行う同様の取組の支援実績を有していること	③ 中国ビジネスに係る同様の取組を行う自治体や公的機関の支援実績を有していること
④ 中国全土（特に華南・華東地区）における食品関係バイヤー等とのネットワークを有していること	④ 中国全土（特に華南・華東地区）におけるネットワークを有していること
⑤ 食品関係市場の情報収集・分析能力を有していること	⑤ あらゆる分野の情報収集・分析能力を有していること

2 産振構は、「海外ビジネスパートナー」として委嘱する民間事業者等に対して、特別の資格を有することは絶対条件としないが、次の業務のいずれかの履行実績やノウハウ等を有していることを求めるとする。

履行実績やノウハウを必要とする業務	ア 海外進出支援 イ 海外販路開拓支援 ウ マーケティング・市場調査 エ 会計・税務コンサルティング オ 労務・人事コンサルティング カ 経営コンサルティング キ 法律相談 ク 商標調査・登録（知的財産関係） ケ 撤退相談 コ 現地情報の収集・分析 サ その他海外事業コンサルティング
-------------------	--

4 委嘱の形態は、「海外ビジネスパートナー」の状況にあわせ、次により行うものとする。

手法	① 民間事業者等に属している個人を「海外ビジネスパートナー」として委嘱する。 ※ この場合、委嘱する個人が属する企業等に対して委嘱することについての承諾を得る手続きをあわせて行う。 ② 組織に属さず、企業の海外展開支援を行っている個人を「海外ビジネスパートナー」として委嘱する。
----	---

（「海外ビジネスパートナー」の登録手続き等）

第5 産振構ホームページ上に「海外ビジネスパートナー」登録に関する情報を掲載し、募集を行う。

2 「海外ビジネスパートナー」としての登録を希望する民間事業者等（以下「登録申請者」という。）は、産振構ホームページに掲載された登録手続きに基づき、登録に関する書面（以下「申請書」という。）を作成し、産振構に提出する。

3 産振構は、登録申請者から提出された申請書の内容を確認し、登録申請者とオンライン面談を実施し、面談を踏まえて、第6に規定する「委嘱評価基準」に基づく評価・審査を行ったうえで、委嘱の可否を判断し、審査結果等を登録申請者に通知するとともに、委嘱依頼を行う。

4 登録申請者は、産振構からの通知等を受領後、「海外ビジネスパートナー」としての委嘱を承諾する場合は、「承諾書（兼）登録依頼書」を産振構に提出する。

5 産振構は、前号の定めにより、「承諾書（兼）登録依頼書」の提出のあった民間事業者等を「海外ビジネスパートナー登録名簿」に登載するものとする。

6 「海外ビジネスパートナー」の登録に関する規定や手続きについては、別途定める。

（「海外ビジネスパートナー」の委嘱の判断）

第6 産振構は、第5に定める登録申請手続きが行われた場合、下記に定める委嘱評価基準により、登録申請書の内容を確認、審査を行うものとする。

（委嘱評価基準）

審 査 項 目	
実績	① 申請者自身が取り組んでいる海外展開支援の実績は豊富か。
	② ①のうち中国展開に係る支援実績は豊富か。
	③ 国や自治体関係が行う海外ビジネス支援事業の受注実績は十分か。
	④ 華南及び華東など中国南方におけるネットワークを有しているか。
計画	⑤ 行動計画書の記載内容は、具体的で成果が見込めるものか。
	⑥ 反社会的勢力ではないか。

2 確認・審査は、別途定める「「海外ビジネスパートナー」委嘱に係る審査要領」により行うものとする。

（「海外ビジネスパートナー」の支援領域等）

第7 「海外ビジネスパートナー」は、第2で規定する「食品輸出支援強化」と「その他相談対応」の2つの領域を対象に支援を展開する。

区分	食品輸出支援強化	その他相談対応
基本的考え方	中国在住又は中国国内における食品関係バイヤー等との強固なネットワークを活用することにより、マーケットイン型のビジネスマッチング等を強力に推進する。	県内企業から産振構に寄せられる海外展開に伴い生じる様々な相談にスピード感を持って対応する。

（「海外ビジネスパートナー」の構成と役割）

第8 「海外ビジネスパートナー」は、県内企業が進める海外展開に関する支援強化を図るため、次の2つで構成するものとする。

区 分	海外ビジネスナビゲーター (以下「ナビゲーター」という。)	海外ビジネスアドバイザー (以下「アドバイザー」という。)
役 割	(初期相談対応) ① 企業ヒアリングを通じて、相談企業の海外展開の可能性を診断 ② 診断結果に基づき、解決すべき課題の抽出	(個別相談対応) ○ 初期相談により抽出された課題を専門的見地からアドバイス

2 産振構は、登録された「海外ビジネスパートナー」が持つノウハウや実績、リソース等を勘案し、委嘱の際に、「ナビゲーター」の役割又は「アドバイザー」の役割、或いは両方の役割を担わせるのかをあらかじめ決定するものとする。

（「海外ビジネスパートナー」の運用方法）

第9 一次相談窓口として産振構が受理した県内企業からの中国向けの海外展開に関する相談は、産振構とナビゲーターにより海外展開に関する初期相談を実施し、現状分析、課題抽出など相談内容の診断を行う。

2 産振構とナビゲーターは、初期相談を通じて行った診断結果をもとに、相談企業に対して、今後の

進め方を提案し、個別課題対応のためのアドバイザーへの展開や他の支援機関への引継ぎなどを実施するものとする。

- 3 産振構と「海外ビジネスパートナー」は、定期的な協議の場を持つことで、相談内容や対応状況やの共有を図るものとする。

（「海外ビジネスパートナー」による支援の充実）

第10 産振構は、「海外ビジネスパートナー」に対し、企業からの相談に加え、自らが有するネットワークやノウハウ等を活かした「支援パートナー・アシスト企画（以下、「アシスト企画」という。）」の実施を求め、実行することで、県内企業に対する海外展開支援の充実を図るものとする。

（アシスト企画の実施）

第11 産振構は、実施要領第2に示した「今後の中国支援の方向性」に基づき、海外展開支援の充実を図るため、「海外ビジネスパートナー」に対し、アシスト企画の提案を求めることができる。

- 2 産振構は、「海外ビジネスパートナー」から提案された企画内容について審査を行い、実施の可否を判断し、その結果を「海外ビジネスパートナー」に通知するものとする。
- 3 産振構は、「海外ビジネスパートナー」と連携して、速やかにアシスト企画を実施するものとする。

（報償費の支払い）

第12 産振構は、「海外ビジネスパートナー」が県内企業からの相談に対応した場合は、相談対応等の実績に次項の単価表の単価を乗じた金額を支払うものとする。

- 2 相談対応に係る報償費の単価は、支援メニュー毎に下記「単価表」のとおり定める。

（単価表：相談対応）

支援区分		業務内容	単位	単価
① 早期見極め	初期相談	相談内容をヒアリング	案件	13,800
	支援の見極め	計画熟度見極め、方向性の共有	案件	13,800
② 早期対応	情報の収集・分析	経済、物流、市場等の情報収集	案件	23,000
	機関又は専門家の紹介	相談内容に応じた専門家等紹介	案件	13,800
	取引先の発掘・紹介	リストアップ、意向確認等	案件	36,800
	商談設定・現地同行	企業アポ取り、商談同行、フォロー	案件	36,800
	輸出入規制、法規制	法規制の調査、規制クリアの提案	案件	23,000
	知財関係	先行調査、解決に係るアドバイス	案件	23,000
	海外展開後運営支援	運営サポート（法務・労務・会計）	件	23,000
③ 早期引継	他機関との連携、引継	見極めを踏まえた最適機関の紹介、引継、調整	件	13,800

- 3 産振構は、「海外ビジネスパートナー」が、アシスト企画を実施した場合は、実施に係る報償費を下記単価表に基づき支払うものとする。

また、アシスト企画の実施に伴う費用弁償（セミナー講師・バイヤーの招聘旅費等）については、産振構の規定により支給するものとする。

（単価表：アシスト企画）

区分	実施内容（例）	単位	単価
リアル実施の場合	・ 講師を広島に招聘したセミナー、勉強会の開催 ・ バイヤーや商社等を広島に招聘し、複数の県内企業が参加したリアルでのマーケットイン型商談会の開催 ・ バイヤーや商社等に広島県産品を集中的に紹介するイベント等の開催	回	100,000
オンライン実施の場合	・ 海外ビジネスパートナーが関係構築をしたバイヤーや商社等とのマーケットイン型のオンライン個別商談 (算出式) @36,800 円/件 × 企業数	件	36,800

- 4 「海外ビジネスパートナー」は、上半期（４月１日から９月３０日）及び下半期（１０月１日から３月３１日）において実施した相談対応及びアシスト企画について、別記様式第１号の「令和 年度海外ビジネスパートナー実施報告書（以下「実績報告書」という。）」及び別紙様式第２号の「令和 年度海外ビジネスパートナー実績報告書実施内容内訳（以下「実施内容内訳」という。）」を期間終了月の翌月１０日までに産振構に提出し確認を受けるものとする。
- 5 「海外ビジネスパートナー」は、前項の期間内において、相談案件及びアシスト企画への対応に係る報償費等の合計が１５万円を超える場合は、相談対応及びアシスト企画終了の翌月に別紙様式１号及び別紙様式第２号により随時分の実施報告書及び実施内容内訳を産振機に提出し、実施内容の確認を受けることができる。
- 6 産振構は、「海外ビジネスパートナー」から前２項に基づく実績報告書及び実施内容内訳の提出を受けた場合は、速やかに実施状況の確認を行う。
- 7 「海外ビジネスパートナー」は前項の確認を受けた後、速やかに別紙様式第３号の「令和 年度海外ビジネスパートナー対応に係る報償費等請求書」及び別紙様式４「報償費等請求書内訳」を産振構に提出するものとし、産振構は「海外ビジネスパートナー」の希望に応じて口座振替又は海外送金により、報償費等を支払うものとする。
- 8 報償費等を送金する場合の手数料については、産振構が負担する。このため、第５項の「海外ビジネスパートナー」の随時分の実施報告及び報償費等の請求については、上半期及び下半期のそれぞれの期間中、１回を上限とする。

附則

この実施要項は、令和６年１０月１日から施行する。

附則

この実施要項は、令和６年１２月１日から施行する。

附則

この実施要領は、令和７年３月１日から施行する。

年 月 日

公益財団法人ひろしま産業振興機構
理事長 様

(所在地)
(役職・氏名)

㊞

令和 年度海外ビジネスパートナー実施報告書（上半期・下半期・随時分）

公益財団法人ひろしま産業振興機構「海外ビジネスパートナー制度」の活用による海外展開支援実施要領第 12 の規定に基づき、令和 年度（上半期・下半期・随時）に対応・企画した案件に係る実績を報告します。

【実績】

相談対応

支援区分		実施内容	件数等
① 早期見極め	初期相談	別紙様式第2号のと おり	案件
	支援の見極め		案件
② 早期対応	情報の取集・分析		案件
	機関又は専門家の紹介		案件
	取引先の発掘・紹介		案件
	商談設定・現地同行		案件
	輸出入規制、法規制		案件
	知財関係		案件
	海外展開後運営支援		件
③ 早期引継	他機関との連携、引継		件

アシスト企画

区分	実施内容	件数等
リアル実施	別紙様式第2号のとおり	回
オンライン実施		件

様式第2号

令和 年度海外ビジネスパートナー実績報告書（上半期・下半期・随時分）実施内容内訳

No.	実 施 年月日	企業・団体 名等	実施内容	支援 区分	単価× (件数)	金額計 (円)
1						
2						
3						
4						
5						

※ 行が不足する場合は、追加して記載すること。

年 月 日

公益財団法人ひろしま産業振興機構 様

(所在地)
(役職・氏名)
(登録番号)

令和 年度海外ビジネスパートナー対応に係る報償費等請求書

公益財団法人ひろしま産業振興機構「海外ビジネスパートナー制度」の活用による海外展開支援実施要領第12の規定に基づき、令和 年度（上半期分・下半期分・随時分）に対応した案件に係る報償費等を、次のとおり請求します。

請求金額 円

【内 訳】

(単位：円)

内容	区分	謝金	旅費	合計金額
令和 年度海外ビジネスパートナー対応に係る報償費等 (上半期分・下半期分・随時分) 内訳は別紙様式第4号のとおり	課税			
	不課税			
		小計 10%対象		
		(内、消費税)		
		不課税		
		源泉徴収税		
		合 計		

振込先： 銀行 支店 普通・当座 No.
口座名義：

様式第 4 号

令和 年度海外ビジネスパートナー対応に係る報償費等請求書（上半期・下半期・随時分）
請求金額内訳

No.	実施年月日	内 容	報償費 (課税)	報償費 (不課税)	旅費 (課税)	旅費 (不課税)	金 額 計
1							
2							
3							
4							
5							
計							
10%対象							
(内、消費税)							
源泉徴収税							
合 計							

※ 行に過不足が生じる場合は、随時、削除又は追加して記載すること。

※ 旅費については、別途、実施年月日毎に金額の内訳が分かる資料を添付すること。